

富山県地域未来投資促進計画

平成29年 9月29日同意
平成29年12月27日変更
平成30年 3月28日変更
平成30年 9月28日変更
平成31年 3月25日変更
令和元年 9月27日変更
令和元年12月20日変更
令和2年 9月25日変更
令和3年 3月19日変更
令和3年 9月24日変更
令和4年 3月18日変更
令和4年 9月30日変更
令和5年 3月24日変更
令和5年 9月22日変更

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町のうち、地理的条件等により企業立地に適する地域である。

ただし、工場立地が地理的・地形的に、又は自然環境の保全などから不可能又は不適切な場所である次の地域を原則除外する。

- ・ 富山県企業立地助成金交付要綱に規定する山村地域
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区

また、次の地域を本促進区域に含めない。

- ・ 富山県自然環境保全条例に規定する富山県自然環境保全地域
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区及び富山県希少野生動植物保護条例に規定する生息地等保護区
- ・ 自然公園法等に規定する自然公園地域（国立公園、国定公園、県立自然公園）
- ・ 環境省が選定する特定植物群落
- ・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・ 世界遺産一覧表に記載された物件

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は本県には存在しない。

概ねの面積は、14万ヘクタールである。

促進区域図は別紙1の通りである。

なお、本促進区域は、港湾における開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針を定めた本県港湾計画と整合が図られている。

(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

自然的・社会的・経済的条件からみた全県的な一体性

①コンパクトにまとまった生活・経済圏域

本県の面積は4,247km²、15市町村からなるコンパクトにまとまった県である。立山連峰や飛騨地域に降る雨や雪は、神通川、黒部川、庄川、常願寺川などの大河川となり大規模な扇状地や三角州を形成し、これらが複合し、一団にまとまった富山平野を形成している。県庁所在地の富山市は、富山平野のほぼ中央に位置しており、網の目状に広がった鉄道網や道路網によって県内の都市相互がほぼ30分以内で結ばれるなど、県内全域が一体となった生活圏、経済圏を形成している。

②全県域で利便性の高い域内交通・物流網

交通の面から具体的に見ると、北陸新幹線の県内の停車駅（富山駅、新高岡駅、黒部宇奈月温泉駅）は、地理的にバランス良く配置されており、そこでの在来線等への乗換えが可能となっている。また県内には、あいの風とやま鉄道線、JR線、富山地方鉄道線、万葉線、富山ライトレール、富山市内電車など濃密な鉄軌道網が形成され、全県域での利便性が確保されている。

また、北陸自動車道、国道8号が県内平野部を東西に横断し、東海北陸自動車道、能越自動車道、国道41号が南北に交差するなど、全県域で利便性の高い道路網が整備されており、県内各地から富山市に通勤する一方、県内各地相互の通勤も多く、全県域が通勤圏となっている。さらに、国際拠点港湾「伏木富山港」や富山きときと空港を通して世界ともつながっている。

③産業集積の状況

本県は、台風や地震などの自然災害が少なく、良質で豊富な水資源、安価な電力に恵まれているほか、三大都市圏からの交通の利便性が高いなど立地環境が優れており、電子デバイス、機械、金属、化学、医薬品、食品、プラスチック、繊維など多様な製造業種が県内全域に幅広く分布し、加えて、指定する分野の中核企業をはじめ、原材料製造、部品加工など、生産に関わる企業間取引が県内全域にわたり行われている。

また、本県を中心とし新潟県から福井県まで連なる北陸工業地域は、太平洋ベルトと関東内陸工業地域とブリッジ状に連続しており、本県全域を促進区域として指定することは、大きな工業集積全体の中の一部として、集積の連続性の確保、太平洋側の生産のリスク分散の観点からも大きな意味がある。

④教育機関・産業支援機関の立地

教育機関・人材育成機関は、富山市に富山大学（工学部・理学部・薬学部・医学部等）、富山県立大学（看護学部）、富山国際大学（現代社会学部等）、富山短期大学（経営情報学科等）、富山高等専門学校（工学系）等があるほか、高岡市に富山大学（芸術文化学部）、高岡法科大学（法学部）、射水市に富山県立大学（工学部）、富山福祉短期大学（社会福祉学科等）、富山高等専門学校（人文社会系、商船系）がある。特に医薬品関連産業の伸張に伴うニーズに対応し、富山県立大学に平成

29年4月医薬品工学科が設置された。なお、工業高等学校は、魚津市、富山市、高岡市、砺波市に各1校が配置されている。

職業能力開発機関として、富山県技術専門学院（富山市、黒部市、南砺市）、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の北陸職業能力開発大学校（魚津市）や富山職業能力開発促進センター（高岡市）が連携し、企業ニーズに応じた求職者のための実務・実践型の職業訓練等を行っている。

産業支援機関については、富山市に富山県産業技術研究開発センター機械電子研究所、（公財）富山県新世紀産業機構、高岡市に富山県産業技術研究開発センターものづくり研究開発センター、富山県総合デザインセンター、南砺市に富山県産業技術研究開発センター生活工学研究所が配置され、それぞれが県内全域の企業を支援している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

(i) 本県の産業集積の情況について

本県では、良質で豊富な水資源と低廉な電力を活用し、大正年間から工業化が進み、化学（肥料、農薬、原薬など）、紡績、機械、金属などの工場が立地してきた。

また、近年では、電子デバイス産業が盛んになってきている。

さらに、「くすりの富山」の伝統の上に、技術力に優れた企業も多いことから、医薬品生産も盛んで、平成27年の医薬品生産金額は、初めて全国第1位となった。

機械・金属については、中京圏との近接性を活かした自動車部品関連が盛んであるが、航空機やロボット、次世代自動車などへの参入に向けて取り組まれている。

これらのことから、製造業は本県の主力産業となっており、県内総生産に占める第2次産業の割合が32.9%（全国平均24.3%）、産業別就業人口割合でも第2次産業が33.1%（全国23.6%）と全国で第1位になっている。

近年、災害時へのBCP対策もあり、生産や研究開発の拠点として北陸地域が注目されており、国の産業構造審議会地域経済産業分科会においても、投資において北陸地域のシェアが高まり、投資金額ベースでも北陸地域のみがリーマンショック前を上回っている状況が報告されている。現在でも、北陸新幹線の開業や平成28年の天然ガス輸送パイプライン（富山ライン）の供用開始もあり、積極的な設備投資が継続している。

生産品目別に見ると、医薬品や電子材料の好調などにより、化学（5,994億円）が最も多く、非鉄金属（3,996億円）、金属製品（3,595億円）、生産用機械（3,347億円）、電子部品（3,047億円）と続いている。

(ii) 世界経済の動きと国内の状況

近年、我が国は中国、 ASEANなどとの国際的な競争が激化しているほか、第4次産業革命とも言われるIoTの進化により、生産方式や生産品目の変化のスピードが速くなっている。

国内では労働人口と国内マーケットの縮小、高齢化が社会や産業構造に大きな変化を与えており、従来の生産様式では人材確保や市場拡大が厳しくなる一方で、国内マーケットの成熟（ゆとり、デザイン性）に伴う新たなビジネス展開のチャンスも期待される。

(iii) 本県産業の目指すべき将来像の概略

ものづくり産業が発展するためには、次のような新技術開発や生産拡大、雇用確保や県内取引の拡大、さらに関連産業も含め本県の拠点性が高まることを目標とする。

① 世界をリードする高い技術力や研究開発力が高まること

基礎技術や加工技術などの分野でも、海外の技術力が高まってきており、技術力のアップや研究開発の加速が求められる。

② 機能性、デザイン性など提案型の高い付加価値の実現

生活水準の向上に伴い、優れた機能やデザインが求められている。感性のある日本の商品提案は、Cool Japanとして世界からも評価されている。

③ I o Tなどへの対応による高い生産性の実現

I o TやA Iなどの技術の進化は、自動運転やロボットなど新技術が新商品を生み出すとともに生産様式も変えており、これらの情況を先取りし取り組むことが必要である。

(2) 経済的效果の目標

1件あたりの平均16.5億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を54件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.2倍の波及効果を与え、促進区域で1,069億円の付加価値を創出することを目指す。

1,069億円は、製造業の付加価値（1兆2,613億円）の約8.5%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、域内への波及効果、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	1,069億円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	16.5億円	—
地域経済事業の域内への波及効果	1.1	1.2	0.1
地域経済事業の新規事業件数	—	54件	—
促進区域の平均雇用者報酬の増加率（5年間）	2.2%	2.7%	0.5%

(算定根拠)

	事業数	出荷額の增加額	①付加価値の増加額	A 波及効果(生産者価格)
医薬品関連				
うち製薬業	18社	1,716億円	621億円	105.6%

うち関連	3 社	38 億円	17 億円	144. 6%
電子デバイス	2 社	140 億円	75 億円	99. 9%
機械・金属など	21 社	289 億円	170 億円	135. 5%
食料品・飲料	4 社	33 億円	9 億円	138. 1%
小計	48 社	2, 216 億円	892 億円	112. 0%
デザイン・クリエイティブ、情報関連産業、物流	6 社	5 億円	3 億円	
計	54 社	2, 221 億円	895 億円	
平均		46 億円	16. 5 億円	

本計画で地域経済牽引事業として認定が見込まれる事業数については、県内企業の投資動向等を鑑み、各分野ごとに目標値を設定。

さらに、見込まれる付加価値の増加額を算出し、1件あたりの付加価値の増加額を算出。

波及効果については、平成23年富山県産業連関表から抜粋し、設定する分野における波及効果は約1.1倍（平成23年）のため、その数値を上回る1.2を目標値として設定。

平均雇用者報酬については、平均所定内給与の過去5年間の伸び率（平成23年と平成28年を比較）が本県は2.2%と低いため、全国平均の2.7%を目標値として設定。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値增加分が4,159万円（本県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成24年））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的效果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で7%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上額が開始年度比で5%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で4%以上又は5人以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で2.7%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、別紙1のとおりとする。

重点促進区域の概ねの面積は、3,200ヘクタール程度である。

本県はコンパクトにまとまった生活・経済圏域を形成しており、全県域に利便性の高い域内交通・物流網を形成している。いずれの区域も、本県の地域の特性を生かした産業の集積地となっており、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当な地域である。

なお、本重点促進区域は、港湾における開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針を定めた本県港湾計画と整合が図られている。

また、【重点促進区域29 二上工業地域】（大字 材木町）、【重点促進区域31 岩坪工業団地】（大字 岩坪）及び【重点促進区域35 高岡機械工業センター】（大字 戸出徳市）には市街化調整区域、【重点促進区域35 高岡機械工業センター】（大字 戸出徳市）及び【重点促進区域62 滑川工業地区・栗山地区】（大字 栗山）には農用地区域（除外後は甲種及び第1種農地）が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るために土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用調整の方針を記載する。

【重点促進区域29 二上工業地域】の概要は以下のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は55ヘクタール程度である。

二上工業地域は高岡市内の主要工場である日本ゼオン株式会社高岡工場や中越パルプ工業株式会社、株式会社CKサンエツなどが立地する工業地域であり、近隣には富山県の公設試である富山県産業技術研究開発センターが整備されているほか、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。また、周辺においては、県道351号姫野能町線（一般県道）の牧野大橋が平成26年の北陸新幹線の新高岡駅開業に併せて整備されている。伏木港から5.0km（約10分）、能越自動車道高岡北ICから6.0km（約10分）と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

高岡市総合計画における記載：高岡市総合計画における土地利用方針において、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図るために工業地区に位置づけられており、既存企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業地の形成を図ることとしている。

高岡市都市計画マスタープランにおける記載：高岡市都市計画マスタープランにおける地域別構想の地域別まちづくり方針において、既存の工業集積を維持するとともに、未利用地や必要な条件

の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。

【重点促進区域 3 1 岩坪工業団地】の概要は以下のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 6.1 ヘクタール程度である。

岩坪工業団地は平成元年から平成 4 年に市が造成した工業団地であり、電気上水道などのインフラ整備が完了しており、市内の主要工場である三芝硝材株式会社や株式会社 SCREEN SPE ワークス、アルプス化成株式会社などが立地している。また、周辺においては、県道 32 号小矢部伏木港線が整備されており、伏木港から 9.0 km (約 15 分)、能越自動車道高岡北 IC から 1.5 km (約 2 分) と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

高岡市総合計画における記載：高岡市総合計画における土地利用方針において、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図るための工業地区に位置づけられており、既存企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業地の形成を図ることとしている。

高岡市都市計画マスタープランにおける記載：高岡市都市計画マスタープランにおける地域別構想の地域別まちづくり方針において、既存の工業集積を維持するとともに、未利用地や必要な条件の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。

【重点促進区域 3 5 高岡機械工業センター】の概要は以下のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 1.7 ヘクタール程度である。

高岡機械工業センターにおいては、昭和 45 年に協同組合事業として工業団地を造成し、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。また、周辺においては、市道上伏間江戸出石代線（2 級幹線）と市道戸出大清水戸出徳市 2 号線が、平成 26 年の北陸新幹線の新高岡駅開業に併せて、改修、再整備されている。北陸新幹線新高岡駅から 5.6 km (約 10 分)、北陸自動車道高岡砺波スマート IC から 3.6 km (約 5 分) と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

高岡市総合計画における記載：高岡市総合計画における土地利用方針において、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図るための工業地区に位置づけられており、既存企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業地の形成を図ることとしている。

高岡農業振興地域整備計画における記載：【重点促進区域 3 5 高岡機械工業センター】には農用地区域（除外後は甲種及び第 1 種農地）が含まれている。当該区域は農家と非農家が混住する区域であり、高岡農業振興地域整備計画書における農用地利用計画において、地区の特性に応じた農業生産活動と地域住民の生活環境の向上が調和するよう、適切な土地利用を図ることにより、農

業・農村の活力を維持発展させていくこととしている。また、当該区域を含む戸出地区については、同計画において、本市農業の中核的地域として農地の有効利用を図ることとしている。また、当地区は、田畠輪換による花き球根及び野菜栽培が盛んであり、園芸の生産団地化を図ることとしている。

【重点促進区域 6 2 滑川工業地区・栗山地区】の概要は以下のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は6.8ヘクタール程度である。

栗山工業団地においては、平成3年度に第1期、平成11年度に第2期、平成20年度に第3期と、規模を拡張してきたものである。電気上水道などのインフラ整備が完了している。また周辺においては、平成12年に一般県道堀江魚津線が整備されており、滑川ICから3.8km（車で5分）と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

滑川市総合計画における記載：第4次滑川市総合計画が目指す将来像は、「ひと・まち・産業が元気なまち滑川」であり、滑川市ひと・まち・産業（しごと）創生総合戦略中においても、『「産業（しごと）」が元気』を基本目標に掲げ、企業とともに歩むまちづくり、企業が来たくなるまちづくりを推進している。総合計画においては、企業の誘致に際し、土地利用計画と整合する開発を進めることとしている。

滑川農業振興地域整備計画における記載：【重点促進区域 6 2 滑川工業地区・栗山地区】（大字栗山）には農用地区域（除外後は第1種農地）が含まれる。本市農業の実態は86.2%が兼業農家であり、このため昭和46年度から数度にわたり農村地域工業等導入促進法（現：農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）に基づく実施計画を策定し、農業者の不安定兼業状態からの脱却に努めてきている。

(2) 区域設定の理由

いずれの区域も、地域経済牽引事業の対象となる事業所が立地しており、富山県企業立地促進計画で重点促進区域に指定し、工場立地法の緑地率について、市町村条例で低減措置を講じている地域及びその拡大地域である。

また、県内には区域に含まれない遊休地が存在するが、当面具体的な企業の立地が見込まれないため、設定しない。

【重点促進区域 2 9 二上工業地域】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

また、本区域には遊休地が存在しておらず、既成市街地及び農振白地地域については、企業のニーズを満たす一団の土地がなく、また、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽

引事業を実施する際には、市街化調整区域において、重点促進区域を設定する必要がある。

さらに、本区域には、高機能素材関連産業の集積があり、高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 3 1 岩坪工業団地】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

本区域には遊休地が存在しておらず、既成市街地及び農振白地地域については、企業のニーズを満たす一団の土地がなく、また、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、市街化調整区域において、重点促進区域を設定する必要がある。

さらに、本区域には、高機能素材関連産業の集積があり、高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 3 5 高岡機械工業センター】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

また、本区域には遊休地が存在しておらず、既成市街地及び農振白地地域については、企業のニーズを満たす一団の土地がなく、また、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において、重点促進区域を設定する必要がある。

さらに、本区域には、自動車部品関連産業やアルミ産業の集積があり、機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 6 2 滑川工業地区・栗山地区】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

市内には、第4期安田工業団地が平成30年3月に整備され、未売却の用地が存在するが、当該区域から離れており、企業のニーズを満たすものではない。また当該区域には農振白地地域も含め、遊休地が存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

さらには、本区域は、プラント機器関連産業の企業が立地しており、機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別紙2のとおり。なお、別紙2中の「区域面積」は、重点促進区域の面積を指す。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 富山県内の医薬品製造や容器・包装・印刷技術の集積を活用した医薬品関連産業
- ② 富山県内の良質で豊富な水資源や電力など優れた産業インフラを活用した電子デバイス関連産業
- ③ 富山県内の広汎に広がる機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業
- ④ 富山県内の産業集積の上に新しい取組みが広がるデザイン人材を活用したクリエイティブ産業
- ⑤ 富山県内の通信回線やオフィスビル、都市圏人口等の都市インフラを活用した情報通信技術関連産業
- ⑥ 富山県内の良質で豊かな水や地域特産物を活かした食料品・飲料製造関連産業
- ⑦ 富山県内の拠点港や高速道路網等の環日本海地域の拠点性を有するインフラを活用した物流関連産業

(2) 選定の理由

①富山県内の医薬品製造や容器・包装・印刷技術の集積を活用した医薬品関連産業

「くすりの富山」として300年を超える伝統と高い技術を有する県内の医薬品産業は、新薬開発型、ジェネリック、配置薬のほか、それらの原料となる原薬、中間体など100を超える工場と、医薬品容器・包装などの関連産業が集積しており、日本を代表する医薬品生産拠点を形成している。また、本県の産業分類生産額に占める医薬品製造業の割合は、11.9%を占め、第1位となっており、また従事者は1万人を超えるなど、本県の産業を牽引している。

本県医薬品産業は受託製造の増加や国によるジェネリック医薬品の使用促進策等を背景に、近年、特に大きく成長しており、医薬品生産金額は、平成17年の全国第8位（2,636億円）から平成27年には全国トップ（7,325億円）へ躍進している。

また、創薬研究の総合拠点である富山大学では、医学部、薬学部、工学部において、治療薬の開発や製剤研究等に取り組んでおり、医薬品を含む「ものづくり」研究の拠点である富山県立大学では、工学部に初めて「医薬品工学科」を設置し、医薬品産業を工学の観点から支える人材を育成している。

さらに、本県には、全国唯一の都道府県立の薬事専門の研究所である県薬事総合研究開発センターを設置しており、医薬品産業に携わる人材育成や製薬企業の新商品開発の支援を行っている。

平成27年3月には、県薬事総合研究開発センター（当時：県薬事研究所）に「製剤開発・創薬研究支援ラボ」を開設し、医薬品の開発につながる製剤・分析機器を整備している。

また、政府関係機関との連携を積極的に推進しており、平成28年6月に医薬品医療機器総合機構（PMDA）の支部等が本県に設置されている。今後、PMDAとの連携をさらに強化し、国内はもとより、世界の代表的な医薬品製造拠点として更なる発展を目指していくこととしている。

さらに、高い技術力を生かし、医薬部外品、化粧品、ヘルスケアなどへの参入も進んでいる。

医薬品関連産業については、治験支援機関、分析機関、製薬機械メーカーなどの分野の産業集積や医薬工連携施策を進めている。

産学官連携により、新しい医療技術を支える再生医療の開発を目指し、大学発ベンチャーとして乾燥羊膜に関する企業が平成26年に設立された。

<対象事業の例>

医薬品製造業（原薬、中間体等を含む）、分析センター、治験支援機関、滅菌施設、研究機関
医薬品関連製造業（容器、包装、資材、製薬機械、充填・包装機械など）、医療機器製造業
医薬部外品・化粧品・ヘルスケア関連製造業

②富山県内の良質で豊富な水資源や電力など優れた産業インフラを活用した電子デバイス関連産業

良質で豊富な水資源（立山連峰に降る雨や雪は年間 5,000mm を超え、世界有数となっている）と低廉な電力（旧一般電気事業者の標準料金では北陸電力が全国で最も低廉となっている）、地震や台風などの自然災害の少なさ、交通の利便性といった半導体等のデバイスマーカーが志向する立地条件を満たしており、優れた産業インフラを形成し、多くの企業が立地している。また戦前や高度成長期などに立地した化学工業が製造品目の更新に取り組み、半導体や FPD など電子材料の製造に進化してきている。IT 関連製造業では、グローバル製品に使用される基盤／素材、電装／機能部品といった部品・加工メーカーの集積が見られ、デバイスマーカーへの部品供給、加工等の素地が整っている。

製造品出荷額を業種別で見ると、電子部品の出荷額では 3,047 億円（化学、非鉄金属、金属製品、生産用機械に次いで 5 位）であり、特化係数では 1.89 と県の主力産業となっている。

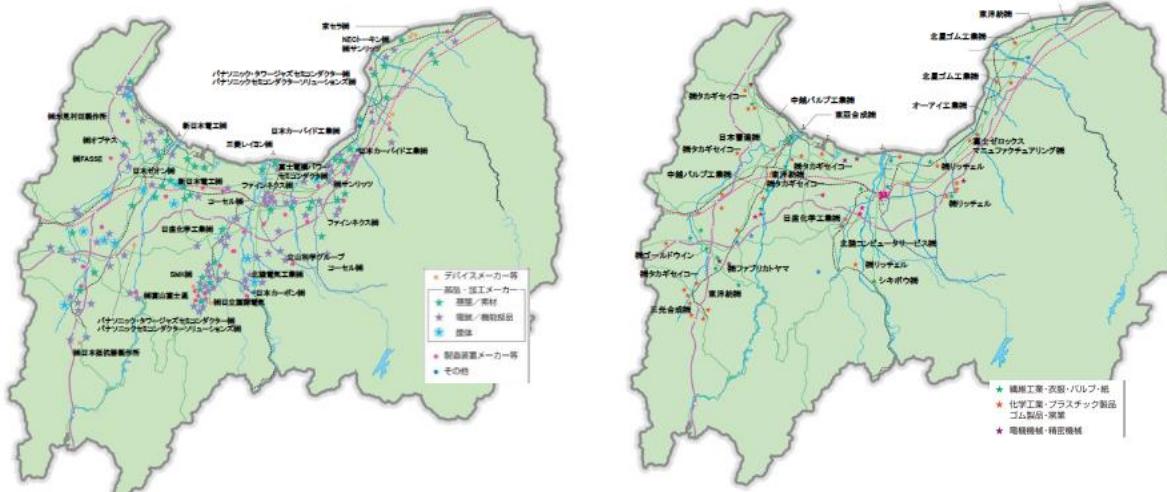
同様の傾向は、本県を中心に新潟県から石川県、福井県にも見られ「北陸 IT 街道」とも言われる産業集積を形成している。

一方、全国的にも家電製品や、移動通信媒体などを中心に海外企業の生産拡大が著しいが、いわゆる「川上」と言われる電子材料の分野では、日本企業が高い技術力で世界での競争力を維持している分野が多く、さらに、電子デバイスについては、車載、医療、FA（工場生産過程）用などに用途が拡大しているほか、電池部材の生産拡大も進んでおり、県内では工場増設が相次いでいる。

県としても、県内立地企業の研究開発力が高まるよう、「富山県ものづくり研究開発センター」に東海北陸地方の公設試では初の 10m 法電波暗室を整備するなど、企業の研究開発を支援するとともに、富山大学や富山県立大学に専門学科を設置するなど人材育成を進めている。

<対象事業の例>

電子部品製造業、電子材料・部材・電池材料など製造業、電子部品等製造装置及びその部品



③富山県内の広汎に広がる機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業

戦前から蓄積されていた銅・鋳物等の加工技術に加え、安価な電力もあり、住宅用建材などアルミ産業の集積が進んでいる。特にアルミ押し出しの分野では日本一の産地を形成している。

また技術力の高い生産用機械関連企業や中京地域の自動車産業を支える部品メーカーなど、機械・金属に関連する厚い集積がある。

製造品出荷額の業種別で見ると、本県の上位5業種のうち3つをこの分野が占めており、2位非鉄金属（100社 3,996億円 特化係数3.63）、3位金属製品（488社 3,595億円 特化係数2.21）、4位生産用機械（356社 3,347億円 特化係数1.73）となっているなど、本県の基幹産業となっている。

県としても、この分野の技術力を高めるため、産業振興の拠点として「富山県ものづくり研究開発センター」を整備するなど、产学研が連携して技術開発に取り組んでいる。例えば本県の素形材産業は、中小企業が大半を占め、それぞれの企業間の技術の連携が弱いといった構造的問題も指摘されていることから、各社のコア技術を融合して競争力を増す「連携進化型産業」への進化を図っているところである。

また、加工技術の分野では、3Dプリンターに代表されるデジタルものづくりを進めるとともに、ナノテク技術の向上を進めている。

各社においては、今後も成長が見込まれる航空機や次世代自動車などの部品、さらには医療用機器器具などの分野の参入が活発になってきている。特に、ロボットや生産機械の分野で、大きな全国シェアを持つ企業もある。

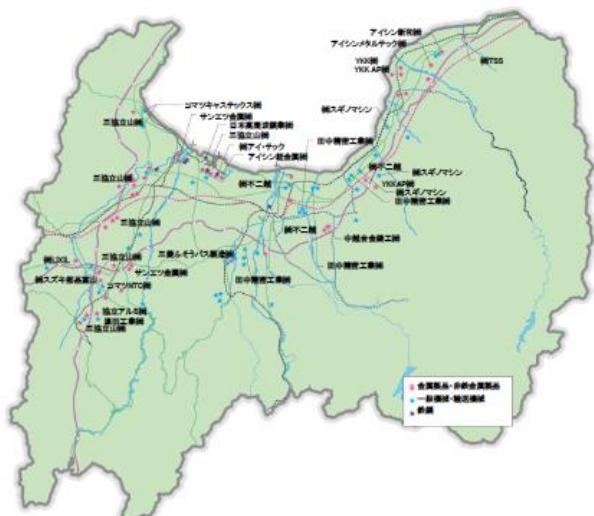
海外との競争が激しくなる中で、日本企業の強みを発揮できる分野として高機能素材や新素材の開発がある。本県においても航空機エンジン・ブレードやロケットエンジンノズル等に使われる炭化ケイ素（SiC）繊維のメーカーが立地しており、今後、複合化技術の展開が期待されている。また、マグネシウム合金やセルロースナノファイバー、炭素繊維強化樹脂（CFRP）などの加工技術の開発を進める。

<対象事業の例>

繊維工業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業

窯業（土石製品）製造業（⇒ファインセラミック、シリコン、SiCなど）、鉄鋼業

非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具の製造工場、研究開発・設計・試験拠点



④富山県内の産業集積の上に新しい取組みが広がるデザイン人材を活用したクリエイティブ産業

全国の銅器製造の9割を占める高岡銅器や井波彫刻など、県内各地に伝統工芸品産業が根付いているが、全国と同様に売上げは減少傾向にある。一方、近年は、デザイン性を高め生活の質を高める錫製品や、医療器具など新分野での取組みが注目されている。

また、本県はアルミ建材で全国の4割、医薬品パッケージ印刷で全国の約5割を生産しており、これらの企業内にデザイナーがおり、デザイン性の高い商品開発をしているほか、県内にはデザイン専門企業も立地している。

さらに、有力なスポーツウェアメーカーが立地しており、機能性とデザインの向上に取り組まれているほか、大手企業からの受託製造を中心の企業においてもデザイン性を加味した自社製品開発の動きが出るなど繊維産業に新しい動きが広がっている。

このようなことから、本県ではデザイン産業が盛んであり、デザイン専門企業に従事する従業員約200人を有しております、3大都市圏、札幌、福岡に次ぐ規模である。

このため、県としてもデザイン産業の振興に力を入れており、デザイン振興の拠点として平成11年「富山県総合デザインセンター」を整備し、デザインコンペティションの開催、海外のデザイン展への出展、国内外の著名なデザイナーとの交流を行うなど、デザイン企画・開発から販路開拓までを統合的に支援している。

さらに、情報通信技術の進展により、高精度、高彩度、高速度での情報のやりとりが可能となつたほか、3Dプリンターや3D計測技術などもあいまって、先述のようにデザイン設計などの産業が立地しているほか、映像コンテンツに関連する産業が立地している。これらの産業はクライアントとのface to faceのやりとりが不可欠であるが、北陸新幹線の開業により交通の条件が大きく向上した。市町村でも、これらの産業を振興するため、デザイン工芸センターの設置（高岡市）、映像等のクリエイターのインキュベート施設の設置（南砺市）、デザインフェアの開催（富山市）、コンテンツ人材育成事業（魚津市）などに取り組んでいる。

<対象事業の例>

工業などデザイン拠点、モックアップ等製造拠点、繊維・衣服製造拠点

展示・体験・直販施設、映像コンテンツ拠点

⑤富山県内の通信回線やオフィスビル、都市圏人口等の都市インフラを活用した情報通信技術関連産業

この分野では、災害等へのリスク分散等の観点から地方（特に北陸）への立地が注目されている。

併せてこの分野への産業展開のためには、電線類地中化工事やオフィスビルのほか、従業員となる都市圏人口、通勤手段などの都市インフラが必要であるが、1（2）①②に述べたように、これらの条件に恵まれている。特に、従業員については、各都市への30分通勤圏人口で見ると、富山市85万人、高岡市77万人、魚津市62万人、砺波市41万人となっている。

情報通信技術の進展は、交通や物流上の弱点を克服し、地方での新しい産業展開を可能にしており、本県においても、本社機能の一部とも言えるコンタクトセンターやシェアードサービス、物流指令センターをはじめコールセンターなどで大きな雇用の場を提供している。

さらに、IoTやAI技術の進化は「ものづくり」産業に大きな影響を与えているが、それを支えるソフトウェア技術人材の確保、ソフトウェア開発拠点の集積が必要となってくる。併せて、IoT産業の集積の促進には、IoTを商品開発、生産様式改善、販路拡大に積極的に取り入れる企

業群が必要であり、企業の活用を促進する。

本県にはソフトウェア等本県発祥で発展している有力な企業群があり、7,600人の雇用を生むなど重要な産業となっており、このメリットを活かした取組みを推進する。

<対象事業の例>

コンタクトセンター、シェアードサービスセンター、ソフトウェア開発拠点、回路設計拠点
IoTを活用する商品開発・生産様式改善のための投資

⑥富山県内の良質で豊かな水や地域特産物を活かした食料品・飲料製造関連産業

本県は、広い富山平野や潤沢な農業用水、温暖な気候に恵まれ良質米を中心とする農産物や、水深が1000mを越え、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾に特有のホタルイカやシロエビなどの食材を活かした食料品製造業が立地するなど100社を超える飲食料品製造企業が立地しているが、その中には大手資本の巨大工場も立地しており、全国や海外に出荷している。

また、環境省の名水百選において全国最多の8箇所が選ばれている本県の清冽な水を活かして、多くの飲料製造業が立地している。

江戸時代に日本海を航行する「北前船」の航路が開拓されて以来、北海道などとの交易を通じて昆布料理や「ます寿司」をはじめとする、独特の食文化が形成されてきた。北陸新幹線の開業を契機に多くの観光客が訪れ本県の食文化の認知度が向上しているほか、特産物を使用した土産品も伸びており、県内で工場の増設の動きが見られる。このようなことから工業製品出荷額でみると平成21年の188億円から平成26年の208億円（10.8%増）へと安定的に成長している。

また、県内の特色ある優れた地域資源（「くすりの富山」の伝統や海洋深層水を活かした機能性食品・サプリメント）など新たな取組みも広がっている。特に、「富山の深層水」を活用した商品数は、平成12年の100種類に対し、平成28年は521種類（約5.2倍）となった。

近年、食の安全への関心や健康志向の高まりにより、安心で味わいのある食品、飲料の需要が伸びている。特に中国やアセアンなどの生活の質の向上に伴い、これらの国々の需要の高まりに応じ、本県からの飲食料品の輸出が検討されている。

<対象事業の例>

食料品・飲料製造業

⑦富山県内の拠点港や高速道路網等の環日本海地域の拠点性を有するインフラを活用した物流関連産業

本県は、日本海側地域のほぼ中央にあり、3大都市圏との高速道路網も整備されていることや、日本海側において屈指の工業集積があることから、日本と対岸諸国の結節点となっている。

日本海側の「総合的拠点港」である伏木富山港は、韓国、中国、ロシア極東への国際定期航路5航路を有し、コンテナ取扱個数は直近15年間で約2倍に伸びている。特にロシア極東においては、伏木富山港がラストポートである定期コンテナ航路や月5便の定期RORO船航路などの特長があり、県ではこれらの特長を活かし、さらなる集荷促進や既存航路の充実に取り組んでいる。

また、本県と中京圏を結ぶ東海北陸自動車道の4車線化工事が進められているなど、3大都市圏とのアクセスも改善ってきており、災害時における太平洋側主要港湾の代替機能の一翼を担うこと期待されている。

このようなことから、近年、伏木富山港の直近の I C 付近に日本海側では初めてのテナント型の大型物流業務施設の立地が決まるなど、本県の物流拠点性が高まっているところである。今後、物流合理化を通して、県内製造業等の付加価値向上やコスト低減を図っていく。

<対象事業の例>

伏木富山港（定期航路）の利用拡大に資する物流施設
医薬品等の専用共同倉庫
農産物等の輸出倉庫（検疫等の業務を行うなど機能のあるもの）

なお、基本方針の公布日から本基本計画の同意及び地域経済牽引事業計画の承認までの間に事業着手が予定されている事業者については、別紙 3 のとおりである。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、本計画における対象分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズはもとより、世界経済の動向、先端技術の開発状況などを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本県の強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で不動産取得税等の減税措置に関する条例を制定する。

②企業立地助成制度の適用

工場や本社機能、研究所について県や市町村では新規誘致のみならず、既存企業の増設に対しても、その規模に応じた助成制度を適用している。

③地方創生関係施策

平成 30 年度以降の地方創生推進交付金を活用し、本計画における対象分野である「医薬品関連産業」「電子デバイス関連産業」「ものづくり産業」「クリエイティブ産業」「情報通信技術関連産業」「食料品・飲料製造関連産業」「物流関連産業」において、設備投資支援等による事業環境の整備や、新事業創出・研究開発支援、販路開拓の強化、雇用確保・人材育成支援、事業者の P R 活動等を実施する予定。

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、富山県産業技術研究開発センターものづくり研究開発センター、富山県薬事総合研究開発センターが保有し資料として開示している情報のインターネット公開を進めていく。

②工場適地に関する情報公開

県内の工業用地・工場適地や空き工場の情報を迅速・的確に把握し体系的に管理するとともに、インターネットやパンフレット等の媒体を活用し、幅広く情報提供する。

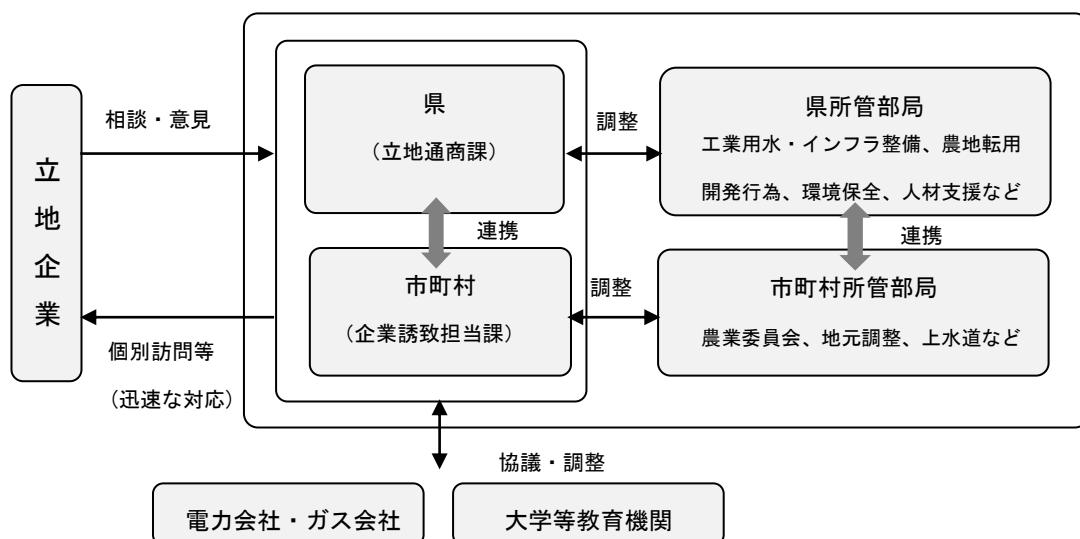
(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

本計画における対象分野に関する提案について、富山県商工労働部立地通商課内及び各市町村企業誘致担当課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局・課とも協議の上、知事や市町村長に相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業集積を実現するための総合的な企業支援体制

行政（県（立地通商課）、市町村（企業誘致担当課））、経済団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）、高等教育機関（大学、高等専門学校等）、試験研究機関、産業支援機関（（公財）富山県新世紀産業機構、地元金融機関、各種業界団体等）が行うさまざまな地域産業活性化事業の実施について、連携協力して取り組むとともに、相互のネットワークを強化することにより、企業が必要な情報（工場適地、関係法規制、行政手続、人材確保、教育・住生活環境など）を迅速に提供するとともに、立地に伴う許認可等諸手続に関して、事業者と県・市町村関係部局との間の事前調整・情報交換の機会を提供し、申請・事務手続の円滑化・迅速化を図る。



②工場適地等の確保

地域の特性を生かした円滑な立地に向け、企業の生産能力増強計画（工場増設・新設）、具体的な立地ニーズの把握に努め、工場適地の確保・整備を進める。現在、県内複数箇所で都市計画決

定による工業用地域への編入を行うなど、工業用地造成の準備が進められている。その際、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等との整合性や、自然・緑地・景観の保全、住民生活への影響、産業インフラ状況などを勘案しながら、工場用地としての開発が可能な候補地の選定等を行う。特に、大規模用地が必要な場合、地域コンセンサス形成に十分に配慮する。

③産業用共用施設等

「富山県ものづくり研究開発センター」の最先端設備をはじめとする、大学や公設試験研究機関の開放型の研究施設・設備を充実させるとともに、試作品開発や高度な新技術・新製品開発を支援する。また、企業と（公財）富山県新世紀産業機構、大学、公設試験研究機関とのネットワークを強化し、知的財産の活用によって企業への技術移転を促進する。

④交通・物流基盤等の整備

北陸新幹線の整備促進、伏木富山港や富山きときと空港の機能向上、高速道路網、情報通信網、物流施設の充実などにより、魅力的な立地環境の整備を進める。

(i) 北陸新幹線の整備促進

平成27年3月に北陸新幹線（長野駅－金沢駅）が開業して以来、企業立地件数については、富山県企業立地促進計画（第2期）において掲げていた5年間で150件という目標に対し、平成28年度までの4年間で197件に上り、本社機能や研究所の本県への移転や地元企業の規模拡大など、産業の高度化の面で大きな効果が出ている。新幹線は、首都圏、北陸地域及び関西圏がつながることで、広域的な鉄道ネットワークとして重要な役割を果たすものであり、北陸新幹線の金沢・敦賀間の早期開業、さらに大阪までの開通に向けた全線整備を促進する。

また、新幹線や鉄道、バスなど公共交通機関相互の乗継ぎの円滑化や、インターネット等での交通情報の提供など利用者の利便性を向上する。

(ii) 富山きときと空港の機能充実

環日本海・アジア地域を中心とした航空ネットワークの強化や、東京便の乗継利用の利便性の向上など、富山きときと空港の利用促進策の充実を図る。

(iii) 伏木富山港の機能強化

伏木富山港が、環日本海・アジア地域の物流・貿易拠点として発展し、また、災害時における太平洋側主要港湾の代替機能の一翼を担う港としての役割を果たすため、大型船舶への対応や貨物取扱能力の向上など、港湾機能の充実を図るとともに、小口混載サービスやリーファーコンテナを活用した定温輸送サービスなどサービス向上を図りつつ、中京・関西等の背後圏及び他港との連携強化やきめ細かなポートセールスによる集荷力の向上を図る。

また、船社助成金等を活用した国際定期コンテナ航路の充実や、東南アジアへの新規航路開設、シベリアランドブリッジの利便性の向上に取り組む。

(iv) 道路網の整備充実

東海北陸自動車道や能越自動車道等の高速道路や、富山高山連絡道路をはじめとした地域高規格道路等による広域的な道路ネットワークの整備を促進するとともに、上市スマートIC（仮

称) 等の設置等による利便性の向上を図る。

また、国道8号などの市町村間の連絡を強化する幹線道路や新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路等について、計画的かつ体系的な整備を行う。

さらに、既設道路施設における、計画的かつ予防保全的な維持管理による橋梁の長寿命化や、橋梁の耐震化、落石・崩壊・雪崩等に対する防災施設の充実等に災害に強い道路の整備を行う。

広域的地域活性化基盤整備計画とも連携し、生産・物流機能の強化に資する道路網の整備を進める。

併せて、温暖化対策や運転手不足などに対応するため、鉄道貨物や内航RORO船へのモーダルシフトなどに対する効率的で環境にやさしい物流への取組みを促進する。

⑤技術開発、販路開拓支援

公設試験研究機関や(公財)富山県新世紀産業機構等が連携し、県内立地企業とともに、「富山県ものづくり産業未来戦略」に基づき、分野横断的な最先端技術として、高機能素材分野、デジタルものづくり分野、先端材料加工技術、製品機能評価、ナノテクノロジー分野などの技術開発を進める。

また、IoTを活用した新たな生産方式の導入や新商品開発、新事業展開など企業の取組みを支援する。

さらに、産業紹介や企業取引の拠点である富山産業展示館(テクノホール)新展示場を建設し、本県のものづくりの技術力を国内外に発信するとともに、国際的なビジネスマッチングを行う「富山県ものづくり総合見本市」を開催する。

併せて、東京で開催される機械部品などの見本市に出展するとともに、技術力の高い県内企業と大都市圏の優良企業との商談会などを開催し、取引拡大を図る。

⑥人材の育成・確保への支援とUIJターンの推進

企業ニーズに応じた職業訓練や、企業での実習を組み合わせた実践的な訓練を推進する。加えて、成長分野などでの人材の育成のほか、「ものづくり女子」の育成、技術者の各段階に応じたスキルアップ、高度技能人材の育成などに取り組む。

また、小中学生及び高校生に対するものづくり現場体験や、高校や大学等におけるインターンシップの実施など、職業意識の早期形成を目指したキャリア教育を推進するとともに、中小企業の魅力を伝えるセミナーの開催など、中小企業と学生の雇用のミスマッチ解消に向けた取組みを推進する。

さらに、合同企業説明会を開催するなど、県内大学生の県内定着を促進するとともに、県外進学者のUIJターンを促進するため、東京都内の「富山くらし・しごと支援センター」に首都圏大学との連携を強化するための「大学連携コーディネーター」を配置し、首都圏等での合同企業面接会や就職セミナーの開催、県内企業バスツアーの実施、奨学金返還助成制度を創設するなど、首都圏からの人材の還流に取り組む。

併せて、国の「プロフェッショナル人材事業」を活用して、即戦力となる高度人材のマッチングを図るとともに、産業振興と一体となった雇用創出を図るために、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用して、県内の中小・中堅企業が新分野への進出に伴って、高度な人材を正社員として雇い入れる場合の人件費の助成などに取り組む。

また、立地企業の従業員用住宅及び生活環境（教育、通勤・通学、子育て、医療など）に関するニーズ把握に努め、住宅情報・地域情報の提供など従業員の生活面での充実を支援する。

⑦本計画の対象とする分野の振興施策

(i) 医薬品関連産業

県内企業等におけるバイオ医薬品などの付加価値の高い医薬品の研究開発を促進するとともに、医薬品産業を支える人材を育成し、本県医薬品産業の更なる活性化を図るため、県薬事総合研究開発センターに高度な分析機器等を整備した創薬研究開発センターを設置する。

併せて、県内製薬企業と容器、包装、印刷などの関連産業との連携を強化し、付加価値の高い製品の開発を促進する。特に医薬品分野とものづくり技術が融合した複合製品や、再生医療材料等の開発を促進する。

また、県立大学に設置する医薬品工学科や、富山大学等と連携した取組みにより、医薬品産業を支える人材の育成・確保に取り組む。

さらに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）北陸支部の活動を通じて、アジア地域をはじめとする海外での販路拡大を促進するとともに、スイスバーゼル地域との産学官交流など国際展開を支援する。

医薬品に関する産業と関係機関の集積を活かし、県内の大学と医薬品産業界、県の3者が強固な連携体制を構築し、専門人材の育成や医薬品産業の振興に取り組む。

(ii) 電子デバイス関連産業

県産業技術研究開発センターの試験機器の活用などにより、解析、評価試験を行うなど、電子デバイス分野の開発を促進する。

関係団体と連携し、電子デバイス関連全国会議を開催するなど、先端技術情報の交換を促進する。

(iii) ものづくり産業

航空機産業への参入を目指す「富山県航空機産業交流会」においてセミナーや技術情報交換等を行うとともに、試作品製作、国際認証取得を支援する。また、金属加工や表面処理など複数の工程を共同で受注する活動について支援する。

併せて、マグネシウム合金やCNF、SiC、CFRPなどの高機能素材や新素材の加工や複合化、新商品開発などを促進するとともに、ナノテクノロジーや3Dプリンターの活用など、加工技術の高度化を促進する。

(iv) クリエイティブ産業

県のデザインセンター内に国内外のデザイナー等が集い、新商品を開発する拠点として「デザイン交流創造拠点」を整備するなど、商品企画からデザイン開発、販路開拓を総合的に支援する。

また、ミラノなど海外のデザイン展への出展や台湾デザイナーとの交流など海外展開を支援する。

(v) 情報通信技術関連産業

「富山県ＩｏＴコンソーシアム」を設立し、ワークショップの開催等を通じて県内企業のＩｏＴ導入を促進するとともに、ＩＴ人材など専門人材の確保・育成を促進する。加えて、都市インフラや情報通信インフラの整備を促進する。

(vi) 食料品・飲料製造関連産業

産学官から構成される深層水協議会において、海洋深層水の利活用や、新商品開発などを促進する。特に富山湾深層水商品については、ブランドマーク認定している。

また、多言語化した PR 資材の作成・配布や、食品関係の展示会・見本市への出展等を支援することにより、国内外における本県の農水産物・加工品の知名度の向上を図る。

(vii) 物流関連産業

伏木富山港の機能強化を進めるとともに、コンテナ航路のサービス向上を図る。

また、計画的なアクセス道路の整備を進めるとともに、共同物流や鉄道貨物や内航ＲＯＲＯ船へのモーダルシフトを促進するなど、効率的な物流への取組みを促進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年 度)
【制度の整備】							
①不動産取得税、固定資産税の減税措置の創設 (県・全市町村)	・12月議会に条例案提出・審議 ・12月条例施行、運用開始	運用	運用	運用	運用	運用	運用
②企業立地助成制度の適用	運用中 ・工場、研究所、本社機能、物流施設に対する助成(工場については、最大50億円)	運用	運用	運用	運用	運用	運用
③地方創生関係施策		地方創生推進交付金の活用	地方創生推進交付金の活用	地方創生推進交付金の活用	地方創生推進交付金の活用	地方創生推進交付金の活用	デジタル田園都市国家構想交付金の活用
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】							
①公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供	運用中	運用	運用	運用	運用	運用	運用
②工場適地に関する情報公開	運用中 ・年1回、県内の工場適地パンフレット作成	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
事業者からの事業環境整備の提案への対応	・窓口の設置 運用開始	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【その他】							
①産業集積を実現するための総合的な企業支援体制	運用中	運用	運用	運用	運用	運用	運用
②工場適地等の確保	・市町村において、隨時、適地確保に向けた調査、調整		・ICパーク高岡分譲開始		・吳羽南部企業団地分譲開始		
③産業用共用施設等							
産業技術研究開発センター	運用中	運用	運用	運用	運用	運用	運用

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年 度)
ものづくり研究開発センター	運用中 ・3月セロースナノファイバー製品実証・試作拠点完成 ・3月製品機能評価完了	運用	運用	運用	運用	運用	運用
機械電子研究所	運用中	運用	運用	運用	運用	運用	運用
生活工学研究所	運用中	運用	運用	運用	運用	運用	運用
薬事総合研究開発センター	運用中 ・5月創薬研究開発センター開所	運用	運用	運用	運用	運用	運用
総合デザインセンター	運用中 ・11月デザイン交流創造拠点完成	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【交通・物流基盤等の整備】							
北陸新幹線の整備促進	整備中						敦賀まで開業
富山きときと空港の機能充実	・国内ネットワークの充実 ・国際路線の維持・拡充						
伏木富山港の機能強化	・コンテナヤード拡張完了	・岸壁延伸完了	運用	運用	運用	運用	運用
道路網の整備充実		・東海北陸自動車道白鳥IC～飛騨清見IC 4車線化完了		・東海北陸自動車道飛騨清見IC～小矢部砺波JCT付加車線設置完了 ・北陸自動車道(仮称)上市スマートIC 設置完了			
【技術開発、販路開拓支援】							
産業展示施設	・10月新展示場開館	運用	運用	運用	運用	運用	運用
ものづくり総合見本市	開催		開催		開催		開催
大規模展示会への出展	・機械要素技術展出展	・機械要素技術展出展		・機械要素技術展出展		・機械要素技術展出展	
大企業との商談会	・展示商談会開催(トヨタ自動車㈱)	・展示商談会開催					

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年 度)
大都市圏での商談会	大阪、東京、名古屋	大阪、東京、名古屋	大阪、東京、名古屋	大阪、東京、名古屋	大阪、東京、名古屋		大阪、東京、名古屋
産学官連携・企業間連携							→
【人材の育成・確保への支援と IT ターンの推進】							
富山くらし・しごと支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・大学連携コーディネーターの配置 ・ものづくり人材確保コーディネーターの配置 						→
地域活性化雇用創造プロジェクト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高度ものづくり人材正社員確保支援事業 ・ものづくり人材等正社員育成支援事業 		→				
企業ニーズに対応した職業訓練	運用中	運用	運用	運用	運用	運用	運用
成長分野や新技术に対応した人材育成	運用中	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【分野別の振興施策】							
医薬品関連産業	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸ライサインスクラスター（終了） ・戦略的創造研究事業 ・医薬工連携拠点事業 						
電子デバイス関連産業		フォーラム開催		フォーラム開催			
ものづくり産業	<ul style="list-style-type: none"> ・とやまナノテククラスター事業 ・3D プリンターノベーション推進事業 ・高機能素材コア技術融合 ・先端材料加工技術開発 	→					→
クリエイティブ産業	<ul style="list-style-type: none"> ・富山のデザイン発信力強化事業 ・デザインクリエティブ産業交流創造事業 						→
情報通信技術関連産業	・IoT 導入活用の推進						△
食料品・飲料製造関連産業	・富山湾深層水の普及・利用促進						→

	・農水産加工品の海外へのPR						
物流関連事業	・コンテナ航路サービスの拡充						

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、富山県が設置する公設試や産業支援機関、(公財)富山県新世紀産業機構、地域の高等教育機関としての大学、高等専門学校、地元金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、本県では「富山県ものづくり産業未来戦略」を策定し、これらの支援機関が連携して、本県ものづくり産業発展のための競争力強化に向けて支援を進めているところである。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① (公財) 富山県新世紀産業機構

本県の産業振興を目的に、創業・ベンチャー、経営革新、技術開発、販路拡大など、事業展開の中で直面する様々な課題に対して効果的な解決を図るために、ワンストップで支援する総合支援機関となっている。

同機構は「中小企業支援センター」「イノベーション推進センター」「アジア経済交流センター」の3センターから成り、特に「イノベーション推進センター」は、産業界のニーズと各支援機関のコーディネートを行う活動をしている。

②富山県産業技術研究開発センター

工業に関する試験研究、分析・技術指導などのほか、知的所有権、人材育成などの業務を通じて県内ものづくり企業の支援をしている。特にものづくり研究開発センターでは、「ナノテク・微細化技術」「デジタルものづくり」「高機能素材」「先端材料加工技術開発」の研究会で新しい技術に取り組む企業を支援している。

③高等教育機関

専門人材の育成や研究の拠点として、県内には富山大学、富山県立大学、高岡法科大学、富山国際大学、富山短期大学、富山福祉短期大学、富山高等専門学校がある。

この7つの高等教育機関では、教育水準や魅力をさらに高め、地域に貢献することを目指して「大学コンソーシアム富山」を開設した。

また、富山大学では、県との間に包括連携協定を締結し、経済の活性化、人材の育成等、幅広

い分野での教育研究の成果等を地域に還元している。

④産業団体、商工会議所、商工会

各業界や各地域の企業団体と行政等が密接に情報交換するとともに、共同で大規模展示会や技術研究会などの事業を実施している。

特に、県機電工業会は㈱三井住友銀行と「富山県のものづくり活性化を図るための包括協定」を締結し、同工業会会員企業に対し、三井住友銀行が持つネットワークや情報を活かした海外戦略やビジネスマッチングの支援、セミナー講師派遣などを行っている。同工業会がメガバンクと、三井住友銀行が県別の工業会と、それぞれ同種の協定を結ぶのは初めてである。

また、19の団体・機関が地域経済牽引事業促進協議会の構成員となっており、基本計画の策定に関する助言や承認事業計画の候補案件の発掘を行い、また、基本計画に基づく事業の推進の進捗状況のフォローアップ等のP D C Aサイクルの実施等に主体的に関わることとしている。

⑤地元金融機関

㈱日本政策金融公庫富山・高岡支店、㈱商工組合中央金庫富山・高岡支店、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が、県や信用保証協会などとも連携し、製品開発や販路拡大への融資、ビジネスマッチング支援、事業承継、創業支援などに取り組んでいる。

このうち県と㈱北陸銀行において、地域の産業振興、中小企業等の支援、産学官連携等に関する包括協定を締結し、起業支援セミナーや商談会の開催など県内産業の振興のため様々な取組みを行っている。また、県と県内7信用金庫、信金中央金庫においては県内観光と産業についての協定を結び、信金業界の広報誌への県の企業誘致策の掲載や県内でのビジネスマッチング商談会の開催を行っている。

この他の金融機関についても、国内外で販路開拓を目的とした商談会の実施、創業支援セミナーの開催、食関連商談会や物産展の共催等を行うことで、金融仲介機能を十分に發揮し、地域経済の活性化に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

企業の事業活動は、安全・安心な住民生活や環境の保全など地域社会の持つ様々な価値観と調和の取れた形で地域に根付き、地域とともに発展していくことが重要である。

そのため、企業の工場立地又は事業高度化の際には、自然・緑地・景観・生活環境の保全、住民生活やインフラとの関連等とともに、農林漁業の発展にも十分配慮しながら、地域の実情・課題に即した適切な土地利用になるよう指導していく。

また、企業の事業活動は地域の環境に大きな影響を与えることから、立地にあたっては環境影響評価(環境アセスメント)の適切な実施や、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等の環境関係法令の遵守など、環境負荷の低減に向け、県及び市町村は連携して指導・助言を行う。

立地企業による汚染が判明した場合には、県及び市町村は周辺地域に汚染が拡散しないよう必要な対策を講じるよう指導する。

地域において、循環型社会づくりを推進するため、立地企業に対して廃棄物の排出抑制や循環

の利用等を促す。

低炭素社会づくりを推進するため、必要な情報提供を行うとともに、効率的なエネルギー利用及び再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギー消費量の削減など、温室効果ガスの排出が少ない事業活動の定着を図る。

地域住民との良好な関係を構築するため、立地企業の公害防止体制、取扱い化学物質や各種測定結果などの環境に関する情報の積極的な開示や、地域住民を対象とした説明会、見学会の開催などリスクコミュニケーションを促進する。

施設の維持・管理状況や基準適合状況等を確認するため、県及び市町村は定期的な立入調査を実施する。

本県の貴重な財産である地下水を保全するため、地下水の節水、利用の合理化や循環利用を推進する。また、大規模な開発事業により農地等の雨水の浸透域が減少することから、十分な緑地の確保や、透水性舗装、雨水浸透ますや浸透式調整池等の雨水浸透施設の設置など、地下水涵養を推進する。

(2) 安全な住民生活の保全

本県においては、「富山県安全なまちづくり条例」に基づき、県・市町村・県民・事業者らが適切な役割分担のもとに連携・協力して、防犯意識の高揚及び自立と連帶の精神に立脚した安全で安心して暮らすことができる地域社会形成を推進しているところである。

同条例の趣旨にも鑑み、本基本計画に基づく措置の実施にあたっては、安全で安心な暮らしを確保するために、事業所付近で地域住民が犯罪被害に遭わないようにするための防犯カメラの設置等の施設整備、公共空間や空地が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないようにするための施設整備などの他、交通安全施設等の整備、不法就労防止等も含めた従業員に対する法令教育、その他犯罪又は事故の発生時における事業者から関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努めるなど、住民の理解を得ながら、安全なまちづくりを推進する。

(3) その他

① P D C A 体制の整備等

経済情勢や新技術開発の変化のスピードが速く、適切に計画を見直すとともに、効果を検証し、施策に反映させるため、隨時（毎年1回以上）地域経済牽引事業促進協議会を開催する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 2 9 二上工業地域】

(市街化調整区域) 高岡市材木町 1番1、1番12、1番13、1番16、31番1、39番1、

50番2、54番1、104番6、115番1、2064番10、2220番1、2220番9、
2220番10

【重点促進区域31 岩坪工業団地】

(市街化調整区域)

高岡市岩坪 23番22、23番26、23番27

高岡市岩坪字口山 22番1、22番2、23番1

【重点促進区域35 高岡機械工業センター】

(農地) 高岡市戸出徳市 212番、213番1、214番1、215番1、216番1、217番、218番、221番1、222番、223番、224番1、225番1、226番、228番1、231番1、232番1、234番1、235番1、236番1

(市街化調整区域) 同上

【重点促進区域62 滑川工業地区・栗山地区】

(農地)

滑川市杉本5188番1、5190番、5192番、5194～5196番、5203番、
5206～5208番、5210番、5213番、5214番、5222番、
5229番、5233番、5234番、5252番、5281番、5380番、
5394番、5395番、5397番、5398番、5400～5402番、
5493～5495番、5498番1、5499番1、5501番、5506番1、
5509番1、5510番1、5511番1

滑川市二塚1057番2、1066番1、1123番、1130番、1136番1、1137番2

滑川市横道3319番1、3407番1、3413番、3428番、3429番、3449番、
3450番、3452番、3457番、3458番、3506番、3524番

滑川市栗山3062番、3143番、3193番、3194番1、3203番、3224～
3226番、3258番、3265番、3268番1、3323番、3324番、
3328番、3329番、3356番、3357番、3369番、3386番、
3431～3433番、3434番1、3434番2、3524番、3526番、
3554番1、3562番、3563番、3564番、3565番、3566番、
3567番、3613番1、3614番1、3870番2、3875番3、3890番、
3905番、3909番

(市街化調整区域) 該当なし

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域29 二上工業地域】

二上工業地域は高岡市内の主要工場である日本ゼオン株式会社高岡工場や中越パルプ工業株式会社、株式会社CKサンエツなどが立地する工業地域であり、近隣には富山県の公設試である富山県産業技術研究開発センターが整備されているほか、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。

また、周辺においては、県道351号姫野能町線（一般県道）の牧野大橋が平成26年の北陸新幹線の新高岡駅開業に併せて整備されている。これらのことから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 3 1 岩坪工業団地】

岩坪工業団地は平成元年から平成四年に市が造成した工業団地であり、電気上水道などのインフラ整備が完了しており、市内の主要工場である三芝硝材株式会社や株式会社 SCREEN SPE ワークス、アルプス化成株式会社などが立地している。また、周辺においては、県道 32 号小矢部伏木港線が整備されている。これらのことから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 3 5 高岡機械工業センター】

高岡機械工業センターにおいては、昭和 45 年に協同組合事業として工業団地を造成し、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。また、周辺においては、市道上伏間江戸出石代線（2 級幹線）と市道戸出大清水戸出徳市 2 号線が、平成 26 年の北陸新幹線の新高岡駅開業に併せて、改修、再整備されている。これらのことから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 6 2 滑川工業地区・栗山地区】

滑川工業地区・栗山地区において、電気上水道などのインフラ整備が完了している。また周辺においては、平成 12 年に一般県道堀江魚津線が整備されており、これらのことから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

(地区内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域 2 9 二上工業地域】

当該の重点促進区域の区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 3 1 岩坪工業団地】

当該の重点促進区域の区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 3 5 高岡機械工業センター】

当該重点促進区域の区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 6 2 滑川工業地区・栗山地区】

当該重点促進区域の区域内においては、遊休地が存在していない。市内には、第 4 期安田工業団地が平成 30 年 3 月に整備され、未売却の用地が存在するが、当該区域から離れており、企業のニーズを満たすものではない。農振白地地域についても、企業のニーズを満たす一団の土地が無く、また、既存企業の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

(他計画との調和等)

【重点促進区域 2 9 二上工業地域】

高岡市総合計画基本構想（第 3 次基本計画）における土地利用方針において、また、平成 30 年 12 月に策定した高岡市都市計画マスタープランにおいても、地域別構想の地域別まちづくり方針において、当該地区においては、既存の工業集積を維持するとともに、未利用地や必要な条件の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。今般、当該区域は高度技術等を活用したものづくり分野における新たな事業展開を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 3 1 岩坪工業団地】

高岡市総合計画基本構想（第3次基本計画）における土地利用方針において、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図るための工業地区に位置づけられており、既存企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業地の形成を図ることとしている。

また、平成30年12月に策定した高岡市都市計画マスターplanにおいても、地域別構想の地域別まちづくり方針において、当該地区においては、既存の工業集積を維持するとともに、未利用地や必要な条件の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。今般、当該区域は高度技術等を活用したものづくり分野における新たな事業展開を図るために地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域3 5 高岡機械工業センター】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された高岡市戸出徳市212番、213番1、214番1、215番1、216番1、217番、218番、221番1、222番、223番、224番1、225番1、226番、228番1、231番1、232番1、234番1、235番1及び236番1については、隣接する高岡機械工業センターを中心として、高岡市総合計画における土地利用方針において、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図るために工業地区に位置づけられており、既存企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業地の形成を図ることとしている。今般、当該区域は富山県内の広汎に広がる機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業における新たな事業展開を図るために地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、本市の農業振興地域整備計画においては、農用地の利用権の集積に付随して、規模縮小や離農する農業者に対して、安定的な就業の機会と所得の確保を図るための方策として、都市計画との調整をとりながら、既存企業の経営拡大による増設・拡張や企業誘致を推進し、安定的な就業を図ることとしている。今般、本区域において実施が予定される地域経済牽引事業は、高度技術等を活用したものづくり分野における新たな事業展開を図るものであり、新たな雇用創出が期待されることから、同計画と調和したものである。また、当該事業の実施に当たり、本区域には遊休地が存在しておらず、既成市街地及び農業振興地域のうち農用地区域外の地域については、企業のニーズを満たす一団の土地がなく、また、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において、重点促進区域を設定する必要がある。

【重点促進区域6 2 滑川工業地区・栗山地区】

第4次滑川市総合計画が目指す将来像は、「ひと・まち・産業が元気なまち滑川」であり、滑川市ひと・まち・産業（しごと）創生総合戦略中においても、『「産業（しごと）」が元気』を基本目標に掲げ、企業とともに歩むまちづくり、企業が来たくなるまちづくりを推進している。総合計画においては、企業の誘致に際し、土地利用計画と整合する開発を進めることとしており、当該地域は地域の活性化につながる産業拠点の形成を図る地域として位置づけられている。

今般、当該区域は富山県内の広汎に広がる機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業における新たな事業展開を図るために地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

滑川市の農業振興地域整備計画においては、本市農業の実態は86.2%が兼業農家であり、このため昭和46年度から数度にわたり農村地域工業等導入促進法（現：農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）に基づく実施計画を策定し、農業者の不安定兼業状態からの脱却に努めてきた。しかし農業の近代化が急速に進み、農作業における省力化は予想を上回るものがあったのが、後継者を育成するためにも市内企業への就業を促進する必要がある。その方策として、引き続き農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、付加価値の高い各種企業の誘致に努め、今後とも農地流動化等に伴い小規模農家の離農等による潜在余剰労働力が市外へ流出することをできる

だけ防止し、市内企業へ就業するよう誘導を図ることとしている。

今般、本区域において実施が予定される地域経済牽引事業は、高度技術等を活用したものづくり分野における新たな事業展開を図るものであり、新たな雇用創出が期待されることから、同計画と調和したものである。

また、当該事業の実施にあたり、本区域の遊休地等の状況については前記で述べたとおりであり、また当該区域の農用地区域以外の農地は、集落内にある小さな農地ばかりであり、企業ニーズを満たす一団の土地がなく、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において、重点促進区域を設定する必要があり、当該土地に係る地番、地目、面積などの記載内容が農地台帳の内容と整合することを確認している。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記（1）において把握された工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【重点促進区域3.5 高岡機械工業センター】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

当該区域には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集団的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

当該区域においては、今後、農業用排水施設の更新事業の実施が予定されている。このため、当該事業の実施が予定される場合には、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において先端技術ものづくり産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

当該区域においては、現時点では、ほ場整備事業の実施は予定されていないが、今後、当該事業

の実施が予定される場合には、その対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

当該区域においては、現時点では、農地中間管理機構関連事業の実施は予定されていないが、今後、当該事業の実施が予定される場合には、その対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。なお、管理権の満了後も、上記①から③までの考え方に基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

【重点促進区域6.2 滑川工業地区・栗山地区】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域以外での開発を優先するが、当該区域は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

当該区域には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集団的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模な開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

現在、国営早月川土地改良事業計画（国営施設応急対策事業）が行われ、当該区域はその受益地となっている。受益地において開発が行われることを避けたいところではあるが、滑川市内のほぼ全域が受益地となっており、当該区域を、やむを得ず土地利用調整区域に含めることを、担当部局と調整することとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において先端技術ものづくり産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

当該地区においては、県営ほ場整備事業を昭和48年度に実施しており、平成5年度に完了している。工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しており、今後、ほ場整備事業の計画はない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることを公にされている農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、管理権の満了後も①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域29 二上工業地域】

（立地条件）

本区域は、高岡市内の主要工場である日本ゼオン株式会社高岡工場や中越パルプ工業株式会社、株式会社CKサンエツなどが立地する工業地域であり、近隣には富山県の公設試である富山県産業技術研究開発センターが整備されているほか、伏木港（約10分）や能越自動車道高岡北IC（約10分）が整備され物流における交通インフラも充実した区域である。現在、本区域内に生産拠点を構える企業が新機能素材（高機能ナノセルロースファイバー）の量産化に向けたパイロットプラントの整備を計画しており、当該施設の整備にあたっては、本区域内に存する既存研究施設と密接に連携していく必要がある。既存研究施設と連携可能な本区域内の箇所は市街化調整区域しかなく、上記の地域特性を踏まえると、立地条件は適当である。

なお、本区域に含まれる市街化調整区域は周辺が市街化区域（工業地域）に囲まれた区域であることから、開発の範囲は限定的であり、周辺の市街化を促進するおそれはない。

（対象施設）

上記立地条件や高岡市が有する地域特性及び企業が実施する拠点整備、事業実施による地域経済への波及効果を踏まえると、本区域における以下の施設については、市街化調整区域内での実施が適当であるとともに、その周辺においてむやみに市街化を促進するようなものではなく、立地の必要性を認めることができる。

① 新機能素材の量産化体制構築に関連する拠点施設

運送コストの低減、迅速な輸送を行うために、流通の結節点である伏木港（約10分）や能越自動車道高岡北IC（約10分）に近傍し、本区域内の既存研究拠点施設との連携により量産化体制を構築するための拠点施設である新機能素材（高機能セルロースナノファイバー）のパイロットプラント等

【重点促進区域31 岩坪工業団地】

（立地条件）

本区域は、市内の主要工場である三芝硝材株式会社や株式会社SCREENSPE ワークス、アルプラス化成株式会社などが立地する工業団地であり、伏木港 9.0 km（約15分）、能越自動車道高岡北IC 1.5 km（約2分）が整備され物流における交通インフラも充実した区域である。現在、本区域内に生産拠点を構える企業が事業拡大に伴う施設の拡張整備を計画しており、労働生産性等の向上を図るため、当該施設の整備にあたっては、本区域内に存する既存施設と密接に連携していく必要がある。既存施設と連携可能な本区域内の箇所は市街化調整区域しかなく、上記の地域特性を踏まえると、立地条件は適当である。

なお、本地域に含まれる市街化調整区域は周辺が市街化区域（工業地域）に囲まれた区域であることから、開発の範囲は限定的であり、周辺の市街化を促進するおそれはない。

（対象施設）

上記立地条件や当市が有する地域特性及び企業が実施する拠点整備、事業実施による地域経済への波及効果を踏まえると、本区域内における以下の施設については、市街化調整区域での実施が適

当であるとともに、その周辺においてむやみに市街化を促進するようなものではなく、立地の必要性を認めることができる。

① 半導体製造装置の量産化体制構築に関する拠点施設

運送コストの低減、迅速な輸送を行うために、流通の結節点である伏木港（約 15 分）、能越自動車道高岡北 IC 1.5 km（約 2 分）に近傍し、本区域内の既存研究拠点施設との連携により量産化体制を構築するための施設である半導体製造装置等の製造工場

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 5 年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）